

「ひきこもり状態にある者を対象としたオンライン居場所（女性専用）の開設業務」 仕様書

1 業務の名称

ひきこもり状態にある者を対象としたオンライン居場所（女性専用）の開設業務

2 目的

対面でのコミュニケーションや外出することが苦手な者など、実際に居場所に行くことが困難なひきこもり状態にある者の中間的・過渡的な「居場所」として、オンライン（WEB 会議アプリ等）を活用した居場所（以下「オンライン居場所」という。）を開設し、ひきこもり状態にある者の仲間づくりや社会とつながるきっかけを創出することにより、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援する。

特に、ひきこもり状態にある者における女性割合の増加や女性特有の悩みに対応するため、女性専用の居場所を設置する。

3 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

4 業務内容

パソコンやタブレット、スマートフォン等を使用して音声及び映像（ビデオ）で会話する WEB 会議アプリ等を活用し、ひきこもり状態の者が、自宅等において他者と直接会うことなく、安心して会話できるオンライン居場所を開設する。

(1) 開設日数

12日以上（毎月1日以上開設すること）

(2) 参加対象者

①原則として、県内に在住・在勤するひきこもり状態にある者を対象者とするが、それ以外の者の参加を妨げない。

②女性。

(3) 要件等

①1日あたり連続して1～2時間程度オンライン居場所を開設すること。

②オンライン居場所の開設時間中はファシリテーター（管理者）を配置すること。

※ファシリテーターは、ひきこもり者の気持ちに寄り添うことができ、ひきこもり支援の経験等がある者で、かつ、参加者に不安を与えないように女性が行うこと。

※ファシリテーターは必ずしも会話に常時参加する必要はないが、他者への誹謗・中傷、参加者を不安にさせる発言、暴力・政治・宗教等居場所に相応しくない発言等があった場合には、適宜、話題の軌道修正を行うこと。

※オンライン居場所の参加者の状態を観察し、可能と判断した場合は、適切なタイミングで仲間づくりや現実の居場所への参加を促すこと。

③匿名での参加を可能とするが、原則として同じニックネームで参加するよう促すこと。

④オンライン居場所への参加者を受託者の支援対象者や他の支援者からの紹介があった者に限定するなど、オンライン居場所の参加者が、知り得た個人情報を本人の同意を得ずに、参加者以外の者に漏らすことがないように、オンライン居場所の参加・運営ルールを定め、徹底を図ること。

⑤特に、女性専用の居場所であるため、参加者が安心して参加することが出来るよう、配慮した運営を行うこと。

⑥女性自認の方で参加を希望される方に対しては、他の参加者への影響に配慮し、県障害福祉課と個別に協議を行うこと。

⑦別途提示する兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。

⑧ファシリテーターが収拾できない事態が発生した場合に相談できる者を確保すること。（精神科医、保健師、精神保健福祉士、公認臨床心理士等の有資格者が望ましい）

⑨兵庫ひきこもり情報ポータルサイト（<https://hyogo-hopstepjump.info/>）に掲載を申し込むこと。

5 経理に係る留意事項

(1) 対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

(2) 要した経費は、通帳や領収書等で確認できるようにすること。

(3) 専用の会計帳簿を備え、経費の使途を明らかにすること。